

さいたま市告示第191-4号

さいたま市古纖維類売買業務（西・中央区）外3件について、次のとおり一般競争入札を行うので、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づ
き公告する。

令和8年1月30日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア さいたま市古纖維類売買業務（西・中央区）
- イ さいたま市古纖維類売買業務（西・北・中央区）
- ウ さいたま市古纖維類売買業務（見沼・緑・岩槻区）
- エ さいたま市古纖維類売買業務（桜・浦和区外）

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の契
約者所在地が市内にあり、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「買受け」、営業品目（大分類）
「買受け」内の営業品目（小分類）「紙・纖維くず」で登載され、かつ、市内に古纖維類の選別工
場（さいたま市古纖維類売買業務仕様書第4項に定める業務内容に基づく選別処理を行うための
機器を備え、受け入れた古纖維類を保管するために必要な面積を有する施設）及び本市との契約
権限を有し、常時連絡が可能な体制にある支店若しくは営業所を市内に有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受
けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77
号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと
とされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要
綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約から
の暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受け
ている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが
なされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p100726.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月16日（月）まで

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月16日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

担当 保里 電話 048（829）1336

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和8年2月26日（木）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算

した金額（当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの売却 令和8年3月2日（月）午後2時00分
- (イ) 1(1)イの売却 令和8年3月2日（月）午後2時10分
- (ウ) 1(1)ウの売却 令和8年3月2日（月）午後2時20分
- (エ) 1(1)エの売却 令和8年3月2日（月）午後2時30分

イ 場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所4階403会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとの見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第2条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月2日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超える最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 複数落札の制限

本入札は、1者が複数の落札者となることはできないものとする。なお、落札した者は、以後の入札に参加している場合は、辞退届を提出すること。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

電話 048(829)1336 FAX 048(829)1991

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 詳細は、入札説明書による。